

公益法人

2019

VOL. 48

No. 2

第48巻第2号 平成31年2月1日発行(毎月1回1日発行)

〈速報〉

日本尊厳死協会の公益認定申請に係る不認定処分取消等訴訟の結果について

〈特集〉

「公益信託法の見直しに関する要綱案」について

〈連載〉

会計・税務によくある質問⑩ 通勤手当等および社宅の取扱い
人事管理・労務関係によくある質問⑫ 職員募集・採用時の注意事項
非営利法人関連の判例等研究会⑬

■休眠預金等活用法に基づく指定活用団体の指定

■法人資産の運用を考える④



いわさきちひろ「赤い毛糸帽の女の子」1972年 (公益財団法人 いわさきちひろ記念事業団)



日本尊厳死協会の公益認定申請に係る 不認定処分取消等訴訟の結果について

1. はじめに

去る平成31年1月18日に、一般財団法人日本尊厳死協会（以下単に「尊厳死協会」という）の公益認定申請に係る、平成28年12月9日付の内閣府の不認定処分（府益担第1612号）を取り消す旨の判決が、東京地方裁判所民事第3部より出されました。

公益認定申請に対し、内閣府が不認定とした処分を取り消す判決は、新制度となって初めてのケースであり、その判決理由も含めて画期的な事例であると考えます。

本稿は、尊厳死協会の資料提供も受けて、この事案について速報的にその概略を報告するものです（文中意見にわたる部分については、全て筆者の個人的見解であり、所属する（公財）公益法人協会の公式見解ではないことをお断りします）。

2. 今迄の経緯

(1) 尊厳死協会は、昭和51年1月20日に任意団体として設立され、平成22年4月1日に一般社団法人の法人格を取得している。平成25年11月には公益認定を内閣府に対して申請したが、それについては平成26年6月5日に不認定の処分（以下処分Ⅰという）がなされている。この処分に対しては、今回の取消し対象となった事項と略同一の内容と、立法促進活動と判断され

た内容が含まれているが、この処分等の概略については、平成26年8月の当協会機関誌『公益法人』8月号（2～21頁）をご参照されたい。

(2) その後、尊厳死協会は平成27年4月1日に一般財団法人リビング・ウィルトラストジャパンを吸収合併するとともに、同日付で名称を現在の「一般財団法人日本尊厳死協会」に変更している。

そして日本尊厳死協会は平成27年12月22日に、内閣府に対し公益認定申請を行ったが、これに対しては上記1記載のとおり、平成28年12月9日付で不認定処分（以下処分Ⅱという）がなされた。

(3) 上記(2)の不認定処分（処分Ⅱ）を不服として、尊厳死協会は平成29年6月8日に国を訴え、上記1のとおり去る1月18日に東京地裁の判決の言い渡しがあったものである。

なお上記地裁の請求には、①内閣府の不認定処分の取消しの他に、②原告である尊厳死協会の公益認定法第4条の公益認定をする旨の処分の二つが含まれているが、①については取消しが認められたものの、②については請求を棄却する旨の判決が出されている。この②の扱いについては「4. おわりに」で取り扱うが、以下の3においては、①の問題を採りあげる。

3. 判決の概要

(1) 公益目的事業該当性

A. 尊厳死協会は公益目的事業として、ア. 普及啓発事業、イ. 登録管理事業ならびにウ. 調査研究等の事業を行っているが、うちイの登録管理事業について、医師等に不利益を与える可能性があることを主因として、処分Ⅱでは公益目的事業ではないとしている。

B. これに対し判決では、公益目的事業のチェックポイントを参考にしながら、公益目的事業であると明確に判断を下している。その主なポイントは①受益者が会員に限定されていても、受益の効果が広く社会全体に及ぶことを積極的に意図しており、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的としていること、②受益の機会が公開され、高額な会費を支払うことも無く、誰でも会員となれること、③事業の質が医師等の専門家が関与することにより、一定の水準が保たれていること等が判断の材料とされている。

C. ただし、申請事業が不特定かつ多数の者の利益を増進しても、一定の者に不利益を与える場合には、その事業内容や手段は事業目的を実現するのに適切なものとは言えないとして、行政庁が主張している医師等に不利益を与える可能性があることについて、特に採りあげて検討している（以下（2）に項を改めて記述する）。

(2) 医師等に与える影響の有無・程度

A. 公益目的事業該当性を否認する主因となった医師等に与える影響の有無・程度については、判決は内閣府が主張するような影響を与えることはないと判断を下している。

B. Aの論点は以下の通りである。

① 内閣府の主張するような、公益認定をすると国が延命治療の中止等について特定の立場を支持しているということの意味するものではない。

② 終末期における治療方針の決定において、医師等は患者の意思が尊重されるべきであるとの考えは、医師会のガイドライン等において一致しており、このことはリビング・ウィルの登録管理事業の公益認定の有無等に左右されない。

③ リビング・ウィルの存在によって、ガイドライン等に定められた意思確認のプロセスを省略してよい訳ではなく、自治体や公正証書による意思表示の場合と医師への影響は異なる。

④ 延命措置の中止等について確立した司法判断の枠組みがなく、医師等は常にその行為が法的責任に問われる可能性があり、医師が法律上不安定な立場に置かれる可能性は本件の公益認定の有無に拘らず存在する。

（以上（1）（2）については、本稿末尾（5頁）の平成31年1月21日付の尊厳死協会『日本尊厳死協会の公益申請に係る不認定処分取消等訴訟の結果について（東京地方裁判所平成31年1月18日判決）』の分析を参考にしている。本資料は今回の判決について、簡素ながら論点全てに触れているので参考にされたい。）

（3）以上が処分Ⅱに対する判決の概要であるが、上記（1）（2）における行政庁の問題意識とそれに対する裁判所の判断は、処分Ⅰの際の議論に近似していると思われる。処分Ⅰについては前掲の『公益法人』誌平成26年8月号（4～7頁）において、当協会の意見として処分Ⅱの判決と略々同趣旨のことを述べている*。

なお処分Ⅰと処分Ⅱにおいては、①申請者が形式的には異なること（ただし上記2の経緯のとおり、実質的には同一である）、②立法促進事業は今回は申請事業等には含まれていないこと、③当時と比べると終末医療の問題について、世間の理解が深まっていること等の変更・変化はあるが、リビング・ウィルの登録管理事業については、基本的には処分Ⅰの時の状況と同一と思われる。

従って、今回の判決に対しては、当協会の当時の意見と略々同一であり、その意味において全面的な賛意を表明するものである。

* 平成26年7月24日付の内閣府公益認定等委員会の委員長宛の当協会の意見書では、リビング・ウィルの登録管理事業の公益目的事業の該当性について次のように述べている（ただし一部を抜粋）。

① 「現状の終末期医療においては、あくまで担当医師が医学的知見及び家族等の事情も勘案しつつ慎重に最終判断する裁量権を有しており、決してリビング・ウィルが医師を法的に拘束するものではない。リビング・ウィルは財産や身分に関する遺言のように関係者を法的に拘束するものではなく、人間としての死生観に関する意思、希望、願いといった精神的な意思を表明するものであり、現行法体系の下においても平穏かつ公然と多くの人々に利用されてきているものである。このような性格を持つリビング・ウィルを登録・管理する事業は、尊厳死を願う人々にとってはその意思を実現する可能性を増加させる意義のある事業と思料される。

要するに、リビング・ウィルの存在とその医師への提示により、（中略）貴委員会指摘のような医師の立場を不安定化するものではないと思われる。」

② 「貴委員会では、リビング・ウィル登録管理事業が「刑事を含む法律上の責任を問われ

かねない立場に置くこと」を前提にして、「法的な問題が伴うと言わざるを得ない。」として、公益性の判断を行っている。（中略）

しかしながら、本件の審査においては、発生の蓋然性がきわめて低い事実乃至は不確実な因果関係をもとにして、「法的な問題が伴うと言わざるを得ない。」といった法律に規定されていない不明確な判断の基準を導入しており、平成15年6月27日の閣議決定による、新公益法人制度の根幹の一つである、「客観的で明確な公益性の判断基準」の考え方に反していると思われる。」

③ 「一般的にいて、世の中に行われる事業において、何らかのリスクがわずかなものであっても存在しないものはないと思われるが、それらのリスクを超える利益や公益性があれば、その事業が許容されるべきであるのは、言うまでもない*。

しかしながら、本件審査においては、事業のリスクと存在が想定される事業の公益との比較考量がなされておらず、一方的なリスクの存在（本件の場合は、どの程度のものかは上述のとおり不明であるが）のみをもって、公益性を否定している。

* 因みに、公証人の行う公証の実務においては、本人の尊厳死の宣言もしくは尊厳死委任契約の公正証書化を認めている。公の機関のこの扱いは、この業務の公益性（少なくとも有用性）を窺わせるとと思われる。」

4. おわりに

以上尊厳死協会の公益認定申請に係る不認定処分取消等の結果について、証拠等は入手が現時点では困難であることから判決文のみを参考にしながら速報ベースで報告してきたが、今後の扱いについては以下の通りとなると思われる。

(1) 本件行政事件訴訟の一審判決に対する国側からの控訴については、現時点では不明であるが、2月初旬が控訴期限と聞いており、控訴するものと思われる。

(2) 本件訴訟では、あわせて公益認定処分の義務付けも求めている(いわゆる義務付訴訟)が、これについては前述の通り棄却されている。これは裁判上公益認定を求めるためには、原告である尊厳死協会が公益認定法5条の18の要件を具体的に主張・立証する必要があるところ、こ

れがないとされたいわば形式的な判決である。

(3) なお、本件訴訟が公益目的事業該当性について控訴審等を経て原告勝訴で終わった場合の処分Ⅱの扱いであるが、この場合にはこの取消判決により、行政庁は判決の趣旨に従い、改めてこれに係る申請に対する処分をしなければならないと考えられる(行訴法33②)。

(文責/公益法人協会 副理事長・鈴木勝治)

H31.1.21
日本尊厳死協会

■ 事案の概要

普及啓発事業、登録管理事業、調査研究等事業 → ①公益認定申請 → ②諮問 → ③不認定の諮問 → ④不認定処分

一財団法人 日本尊厳死協会 (原告) ← ④不認定処分 → 内閣総理大臣 (被告)

内閣府 公益認定等委員会

【不認定理由】 ◆医師等に不利益を与える可能性がある

- ① 原告の登録管理事業を公益目的事業と認めると、「延命治療の中止等の判断に係る様々な要素の一部についてのみ国が積極的評価を与えた」と医師が認識してしまう
- ② ①により、終末期医療において医師を誤った判断に誘引する等の悪影響を与える
- ③ 現状の医師の置かれた状況からすると、リビング・ウィルに従った医師が法的責任を問われかねず、医師が法律上不安定な立場におかれる可能性がある

■ 裁判所の判断【東京地裁平成31年1月18日判決】

原告の申請事業は公益目的事業に該当する。よって、内閣総理大臣がした不認定処分を取り消す。

(1) 原告の申請事業は公益目的事業といえるか。→ いえる(判決文P16~19)

別表13号*に該当(争いなし) + 公益認定等委員会発行のガイドライン中の「公益目的事業のチェックポイント」を参考に判断

*思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は保護を目的とする事業

①事業目的	登録管理事業の直接の受益者は会員に限られるが、普及啓発、調査研究・提言事業と相まって、受益の効果が広く社会全体に及ぶことを積極的に意図しており、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することが主たる目的となっている。
②事業の合目的性	受益の機会の公開 満15歳以上で意思表明能力のある者であれば誰でも会員となれ、そのことはHP等で公表されている。会費も不相当に高額でない。その結果、11万人を超える多数の会員がいる。
	事業の質を確保するための方策 宣言書の改訂には、医師等の専門家が関与し一定の質を保ったものになっている。これは、多数の受容協力医師の存在、現医師会会長の発言、国の報告書や論文に同宣言書が引用されていることから裏付けられる。
一定の者に与える不利益の有無、程度	申請事業が不特定かつ多数の者の利益を増進する反面、一定の者に不利益を与える場合には、その事業内容や手段は、事業目的を実現するのに適切なものとはいえない。

(2) 医師等に与える影響の有無、程度について→医師等に対して被告主張のような影響を与えることはない(判決文P19~25)

不認定理由①に対応	公益認定は、医師に、「内閣総理大臣が同事業を不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであると認定した」という認識を与えるもの。それを超えて、国が延命治療の中止等について特定の立場を支持している等ということの意味するものではない。
不認定理由②に対応	原告の事業も、目的も、延命方向の希望・方針を否定するものではない。終末期における治療方針の決定においては、患者の意思が尊重されるべきであるとの考え方は、様々なガイドライン等において一致している。患者が意思表示できないときでも、リビング・ウィルが存在し、その意思が確認できたときは、医師等はその意思を尊重すべきであるとの考え方が一般的であり、このことは公益認定の有無に左右されない。
不認定理由③に対応	延命措置の中止等の要件について確立した司法判断の枠組みがなく、医師等が常にその行為が法的責任に問われる可能性の下で慎重な判断を求められる現状は、本件公益認定の有無にかかわらず存在する。リビング・ウィルが存在するからといって、ガイドライン等に定められた意思確認のプロセス省略してよいものとされているわけではない。自治体発行や公正証書を用いた場合と、医師への影響は異なる。

資料提供：(一財) 日本尊厳死協会